

投資信託説明書 (交付目論見書)

使用開始日 2026.8.11



ユーロランド・ソブリン・インカム

追加型投信／海外／債券

※ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読みください。

商品分類			属性区分			
単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)	投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	為替ヘッジ
追加型	海外	債券	債券 公債 (クレジット属性) (高格付債*)	年6回 (隔月)	欧州	あり (適時ヘッジ)

*高格付債:三菱UFJアセットマネジメント株式会社の当ファンドにおける定義により、目論見書又は投資信託約款において、原則としてA格相当以上の債券を投資対象とする旨の記載のあるものをいいます。

※属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しています。

※商品分類および属性区分の内容については、一般社団法人資産運用業協会のホームページ(<https://www.imaj.or.jp/>)でご覧いただけます。

- 本書は、金融商品取引法第13条の規定に基づく目論見書です。
- ファンドに関する投資信託説明書(請求目論見書)を含む詳細な情報は、委託会社のホームページで閲覧、ダウンロードできます。
- 本書には、約款の主な内容が含まれていますが、約款の全文は請求目論見書に掲載されています。
- ファンドの商品内容に関して重大な変更を行う場合には、投資信託及び投資法人に関する法律に基づき事前に受益者の意向を確認します。
- ファンドの財産は、信託法に基づき受託会社において分別管理されています。
- 請求目論見書は、販売会社にご請求いただければ当該販売会社を通じて交付いたします。(請求目論見書をご請求された場合は、その旨をご自身で記録しておくようお願いいたします。)

この目論見書により行う「ユーロランド・ソブリン・インカム」の募集については、委託会社は、金融商品取引法第5条の規定により有価証券届出書を2026年2月9日に関東財務局長に提出しており、2026年2月10日に効力が生じております。

委託会社:三菱UFJアセットマネジメント株式会社

ファンドの運用の指図等を行います。

金融商品取引業者:関東財務局長(金商)第404号

設立年月日:1985年8月1日

資本金:20億円

運用投資信託財産の合計純資産総額

65兆2,911億円
(2026年5月29日現在)

ホームページアドレス

<https://www.am.mufig.jp/>

お客さま専用フリーダイヤル

0120-151034 (受付時間:営業日の9:00~17:00)

受託会社:三菱UFJ信託銀行株式会社

ファンドの財産の保管・管理等を行います。



ファンドの目的・特色

ファンドの目的

高水準かつ安定的なインカムゲインの確保とともに信託財産の成長をはかることを目的として運用を行います。

ファンドの特色

特色

1

ユーロ参加国^{*1}・参加見込国のソブリン債券^{*2}を主要投資対象とします。

※欧州地域以外の発行体による欧州通貨建債券にも一部投資することがあります。

◆ 原則として、A格以上の格付けを有するソブリン債券に投資を行います。

格付けと信用力のイメージ

■ 格付けとは

債券などの元本や利子が、償還まで当初契約の定め通り返済される確実性の程度を評価したものをいいます。

格付機関が、債券などの発行者の財務能力、信用力、今後の方向性などを分析、評価して、数字や記号で簡潔に表します。

格付け	
Moody's	S&P
Aaa	AAA
Aa	AA
A	A
Baa	BBB
Ba	BB
B	B
Caa	CCC
Ca	CC
C	C
—	D

高い信用力
↑
信用力
↓
低い信用力

現在の主要投資対象国と国債の格付け状況(2026年5月29日現在)

ユーロ参加国

	Moody's	S&P		Moody's	S&P
ドイツ	Aaa	AAA	フランス	Aa3	A+
オランダ	Aaa	AAA	ベルギー	A1	AA-
オーストリア	Aa1	AA+	ポルトガル	A3	A+
フィンランド	Aa1	AA+	スペイン	A3	A+
アイルランド	Aa3	AA+			

ユーロ参加見込国

	Moody's	S&P
スウェーデン	Aaa	AAA
デンマーク	Aaa	AAA
ポーランド	A2	A

(出所) Bloomberg

※上記の主要投資対象国は将来変更となる可能性があります。

※格付けは、今後の政治、経済、社会情勢等により変更されることがあります。

※国債の格付け(自国通貨建長期債務格付け)は、①Moody'sの格付け順、②S&Pの格付け順に表記しています。



^{*1} 【ユーロ参加国】 欧州の経済通貨同盟(EMU)にて使用されている単一通貨「ユーロ」を導入している国をいいます。経済通貨同盟(EMU)とは、1999年1月に生まれた単一通貨「ユーロ」のもと、一元的な金融政策を実施する同盟のことです。

^{*2} 【ソブリン債券】 各国政府や政府機関が発行する債券の総称で、自国通貨建・外国通貨建があります。また、世界銀行やアジア開発銀行など国際機関が発行する債券もこれに含まれます。

特色2

ソブリン債券からの安定した利子収入の確保とともに信託財産の成長を目指します。

◆【債券】・【為替】双方の観点からポートフォリオを構築し、円ベースのリターンを追求します。

債券

中長期的な金利見通しに基づき、債券ポートフォリオの

国別配分

デュレーションのコントロール

を行います。

【デュレーション】

「金利が変動したときの債券価格の変動性」を示すもので、債券に投資した場合の平均投資回収年限を表す指標でもあります。例えば、デュレーションの値が「6」の債券は、金利が1%上昇（低下）すると債券価格がおおよそ6%下落（上昇）します。（他の価格変動要因がないと仮定した場合の例です。）

一般に、満期までの残存期間が長い債券や利率が低い債券ほど、デュレーションの値が大きく、金利変動に対する債券価格の変動が大きくなる傾向があります。

当ファンドはベンチマーク ± 3 程度の範囲内でデュレーションを調整します。

為替

中長期的な為替見通しに基づき、各通貨（ユーロ、その他欧州通貨）が

相対的に上昇すると予測した場合

その通貨の組入比率の引き上げ

相対的に下落すると予測した場合

その通貨の組入比率の引き下げ

を行うことで、為替変動リスクをコントロールします。

※組入比率の調整によるほか、弾力的に為替ヘッジを行う場合があります。

◆ FTSE欧州世界国債インデックス(円ベース)をベンチマークとします。

FTSE欧州世界国債インデックス(円ベース)は、FTSE Fixed Income LLCにより運営され、欧州主要国の国債の総合投資収益を各市場の時価総額比率で加重平均した債券インデックスです。FTSE Fixed Income LLCは、本ファンドのスポンサーではなく、本ファンドの推奨、販売あるいは販売促進を行っておりません。このインデックスのデータは、情報提供のみを目的としており、FTSE Fixed Income LLCは、当該データの正確性および完全性を保証せず、またデータの誤謬、脱漏または遅延につき何ら責任を負いません。このインデックスに対する著作権等の知的財産その他一切の権利はFTSE Fixed Income LLCに帰属します。

◆ ウェスタン・アセット・マネジメント株式会社のアドバイスを受け、運用を行います。

ウェスタン・アセット・マネジメント株式会社は、ウェスタン・アセット・マネジメント・カンパニー・エルエルシー（本部所在地：米国カリフォルニア州）の日本拠点です。

※2026年10月1日付でウェスタン・アセット・マネジメント株式会社はフランクリン・テンプレート・ジャパン株式会社と合併する予定です。

❗ 投資助言者、投資助言の内容、投資助言の有無等については、変更する場合があります。

資金動向や市況動向等によっては、特色1、特色2のような運用ができない場合があります。

特色3

隔月に決算を行い、収益の分配を行います。

◆ 毎年1、3、5、7、9、11月の10日（休業日の場合は翌営業日）に決算を行い、収益分配方針に基づいて分配を行います。

収益分配方針

- ・分配対象額の範囲は、経費控除後の配当等収益と売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。
- ・基準価額水準・市況動向等を勘案して、利子・配当収入を中心に、安定した分配を継続することをめざします。基準価額水準、運用状況等によっては安定した分配とならないことがあります。



上記はイメージ図であり、将来の収益分配金の支払いおよびその金額について示唆、保証するものではなく、委託会社の判断により、分配を行わない場合もあります。

収益分配金に関する留意事項

- ◆分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。



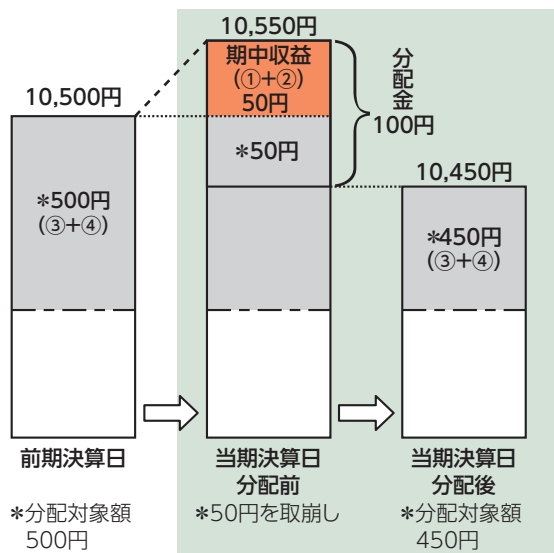
- ◆分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

分配対象額は、①経費控除後の配当等収益および②経費控除後の評価益を含む売買益ならびに③分配準備積立金および④収益調整金です。

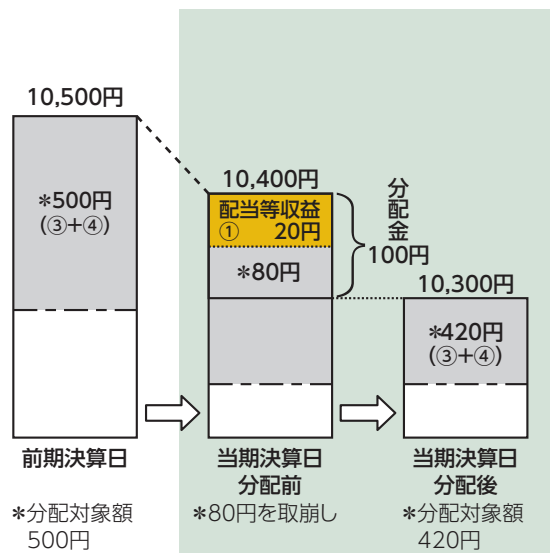
分配金は、分配方針に基づき、分配対象額から支払われます。

計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合

前期決算日から基準価額が上昇した場合



前期決算日から基準価額が下落した場合



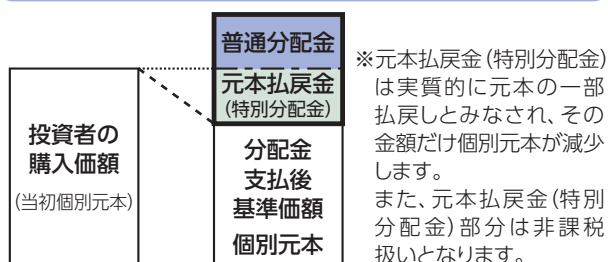
※上記はイメージであり、実際の分配金額や基準価額を示唆するものではありませんのでご注意ください。

分配準備積立金: 当期の①経費控除後の配当等収益および②経費控除後の評価益を含む売買益のうち、当期分配金として支払わなかった残りの金額をいいます。信託財産に留保され、次期以降の分配金の支払いに充当できる分配対象額となります。

収益調整金: 追加型投資信託で追加設定が行われることによって、既存の受益者への収益分配可能額が薄まらないようにするために設けられた勘定です。

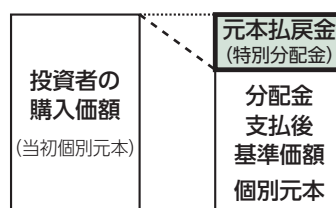
- ◆投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がり小さかった場合も同様です。

分配金の一部が元本の一部払戻しに相当する場合



※元本払戻金(特別分配金)は実質的に元本の一部払戻しとみなされ、その金額だけ個別元本が減少します。また、元本払戻金(特別分配金)部分は非課税扱いとなります。

分配金の全部が元本の一部払戻しに相当する場合



普通分配金: 個別元本(投資者のファンドの購入価額)を上回る部分からの分配金です。

元本払戻金(特別分配金): 個別元本を下回る部分からの分配金です。分配後の投資者の個別元本は、元本払戻金(特別分配金)の額だけ減少します。

(注) 普通分配金に対する課税については、後掲「手続・手数料等」の「ファンドの費用・税金」をご参照ください。

■ 主な投資制限

外貨建資産への投資

外貨建資産への投資は、制限を設けません。

<信用格付会社等の提供する格付け等の情報について>

本書において格付等の情報を提供する信用格付会社等の第三者は、格付等の情報についての正確性、完全性、適時性または入手可能性を保証するものではなく、理由の如何を問わず、過失その他による誤り若しくは脱漏またはかかる内容を利用して得られた結果についての責任を負いません。第三者たる内容提供者は、市場性または特定の目的や利用への適合性についての保証を含め(これに限られません。)、明示黙示を問わずいかなる保証も行わず、本書において提供されている情報の内容の利用に関して、直接、間接、付随的、懲戒的、補償的、懲罰的、特別的若しくは結果的に生じた損害、費用、経費、弁護士費用または損失(逸失利益若しくは収益および機会費用を含みます。)について、いかなる責任または債務も負わないことをここに明示します。信用格付は意見の表明であり、事実の表明でも、またいかなる金融商品の購入、保有または売却を勧奨するものでもありません。信用格付は金融商品の適格性や金融商品が投資目的に合致していることを示すものではなく、投資助言として依拠すべきものではありません。



投資リスク

■ 基準価額の変動要因

ファンドの基準価額は、組み入れている有価証券等の価格変動による影響を受けますが、これらの運用により信託財産に生じた損益はすべて投資者のみなさまに帰属します。

したがって、投資者のみなさまの投資元本が保証されているものではなく、基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

投資信託は預貯金と異なります。

ファンドの基準価額の変動要因として、主に以下のリスクがあります。

為替変動 リスク

当ファンドは、主にユーロ建およびその他欧州通貨建等の有価証券に投資しています（ただし、これらに限定されるものではありません）。外貨建資産に投資を行っているため、投資している国の通貨が円に対して強く（円安に）なれば当ファンドの基準価額の上昇要因となり、弱く（円高に）なれば当ファンドの基準価額の下落要因となります。

金利変動 リスク

投資している債券の発行通貨の金利水準が上昇（低下）した場合には、一般的に債券価格は下落（上昇）し、当ファンドの基準価額の変動要因となります。また、デュレーションの長さも価格変動に影響を与えます。例えば、金利水準の低下を見込んでデュレーションを長くしているときには、金利変動に対する債券価格の感応度が高くなり、当ファンドの基準価額の変動は大きくなります。

信用 リスク

原則として格付けがA格以上のソブリン債券に投資しますが、投資している国の経済情勢の変化や各投資対象の格付けの変更により、債券価格が変動し、当ファンドの基準価額も変動します。

上記のリスクは主なリスクであり、これらに限定されるものではありません。

■ その他の留意点

- ・当ファンドのお取引に関しては、クーリングオフ（金融商品取引法第37条の6の規定）の適用はありません。
- ・当ファンドは、大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てする必要がある場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。これにより、基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性や、換金の申込みの受付が中止となる可能性、換金代金のお支払が遅延する可能性があります。

■ リスクの管理体制

委託会社では、ファンドのコンセプトに沿ったリスクの範囲内で運用を行うとともに運用部から独立した管理担当部署によりリスク運営状況のモニタリング等のリスク管理を行い、ファンド管理委員会およびリスク管理委員会においてそれらの状況の報告を行うほか、必要に応じて改善策を検討しています。

また、流動性リスク管理に関する規程を定め、ファンドの組入資産の流動性リスクのモニタリングなどを実施するとともに、緊急時対応策を策定し流動性リスクの評価と管理プロセスの検証などを行います。リスク管理委員会は、流動性リスク管理の適切な実施の確保や流動性リスク管理態勢について、監督します。



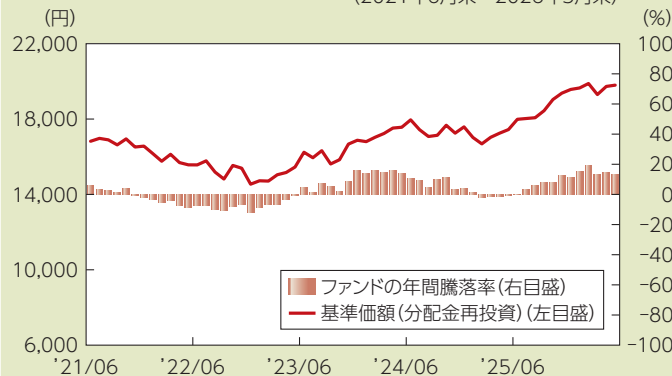
投資リスク

■ 代表的な資産クラスとの騰落率の比較等

下記のグラフは、ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。

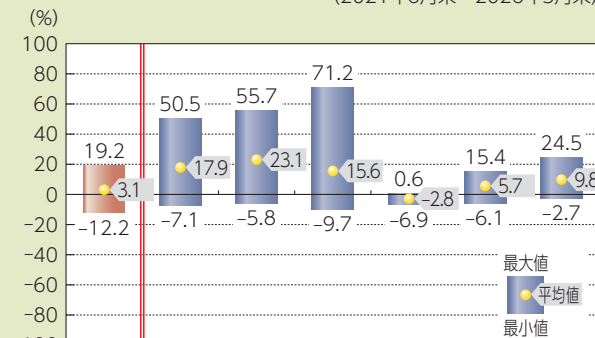
● ファンドの年間騰落率および基準価額(分配金再投資)の推移

(2021年6月末～2026年5月末)



● ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較

(2021年6月末～2026年5月末)



(注)全ての資産クラスがファンドの投資対象とは限りません。

- 基準価額(分配金再投資)は分配金(税引前)を分配時に再投資したものと計算しており、実際の基準価額とは異なる場合があります。
- 年間騰落率とは、各月末における直近1年間の騰落率をいいます。
- ファンドの年間騰落率は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した年間騰落率が記載されており、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

上記は、過去の実績であり、将来の投資成果を保証するものではありません。

代表的な資産クラスの指数について

資産クラス	指数名	注記等
日本株	東証株価指数(TOPIX) (配当込み)	東証株価指数(TOPIX)(配当込み)とは、日本の株式市場を広範に網羅するとともに、投資対象としての機能性を有するマーケット・ベンチマークで、浮動株ベースの時価総額加重方式により算出される株価指数です。TOPIXの指数値及びTOPIXに係る商標又は商標は、株式会社JPX総研又は株式会社JPX総研の関連会社(以下「JPX」という。)の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用などTOPIXに関するすべての権利・ノウハウ及びTOPIXに係る商標又は商標に関するすべての権利はJPXが有します。
先進国株	MSCIコクサイ・インデックス (配当込み)	MSCIコクサイ・インデックス(配当込み)とは、MSCI Inc.が開発した株価指数で、日本を除く世界の先進国で構成されています。また、MSCIコクサイ・インデックスに対する著作権及びその他知的財産権はすべてMSCI Inc.に帰属します。
新興国株	MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み)	MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み)とは、MSCI Inc.が開発した株価指数で、世界の新興国で構成されています。また、MSCIエマージング・マーケット・インデックスに対する著作権及びその他知的財産権はすべてMSCI Inc.に帰属します。
日本国債	NOMURA-BPI(国債)	NOMURA-BPI(国債)とは、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社が発表しているわが国の代表的な国債パフォーマンスインデックスで、NOMURA-BPI(総合)のサブインデックスです。当該指数の知的財産権およびその他一切の権利は同社に帰属します。なお、同社は、当該指数の正確性、完全性、信頼性、有用性、市場性、商品性および適合性を保証するものではなく、当該指数を用いて運用されるファンドの運用成果等に関して一切責任を負いません。
先進国債	FTSE世界国債インデックス (除く日本)	FTSE世界国債インデックス(除く日本)は、FTSE Fixed Income LLCにより運営され、日本を除く世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した債券インデックスです。FTSE Fixed Income LLCは、本ファンドのスポンサーではなく、本ファンドの推奨、販売あるいは販売促進を行っておりません。このインデックスのデータは、情報提供のみを目的としており、FTSE Fixed Income LLCは、当該データの正確性および完全性を保証せず、またデータの誤謬、脱漏または遅延につき何ら責任を負いません。このインデックスに対する著作権等の知的財産その他一切の権利はFTSE Fixed Income LLCに帰属します。
新興国債	JPモルガンGBI-EMグローバル・ダイバーシファイド	JPモルガンGBI-EMグローバル・ダイバーシファイドとは、J.P.モルガン・セキュリティーズ・エルエルシーが算出し公表している指数で、現地通貨建てのエマージング債市場の代表的なインデックスです。現地通貨建てのエマージング債のうち、投資規制の有無や、発行規模等を考慮して選ばれた銘柄により構成されています。当該指数の著作権はJ.P.モルガン・セキュリティーズ・エルエルシーに帰属します。

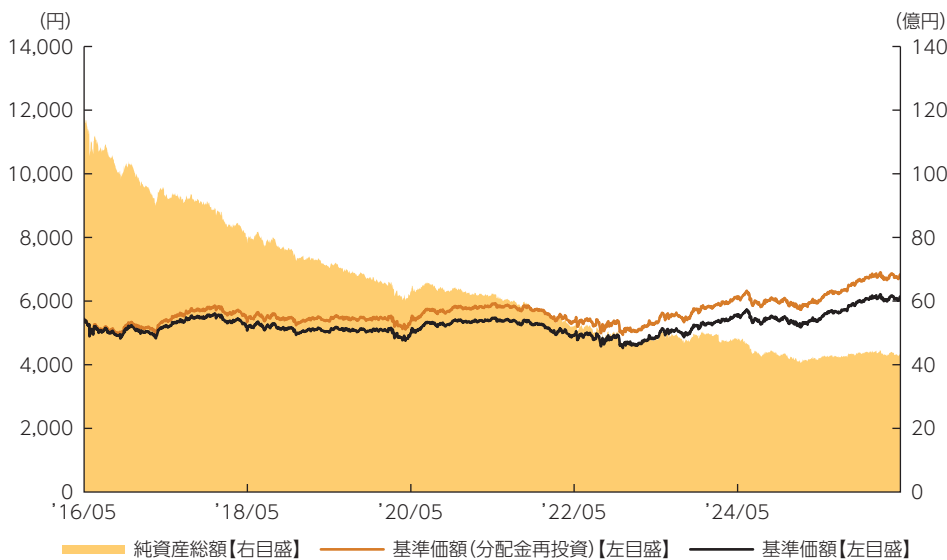
(注)海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円換算しています。



運用実績

2026年5月29日現在

■ 基準価額・純資産の推移 2016年5月31日～2026年5月29日



- 基準価額(分配金再投資)はグラフの起点における基準価額に合わせて指数化
- 基準価額、基準価額(分配金再投資)は運用報酬(信託報酬)控除後です。

■ 基準価額・純資産

基準価額	6,145円
純資産総額	43.4億円

・純資産総額は表示桁未満切捨て

■ 分配の推移

2026年 5 月	5 円
2026年 3 月	5 円
2026年 1 月	5 円
2025年11月	5 円
2025年 9 月	5 円
2025年 7 月	5 円
直近1年間累計	30 円
設定来累計	7,933 円

・分配金は1万口当たり、税引前

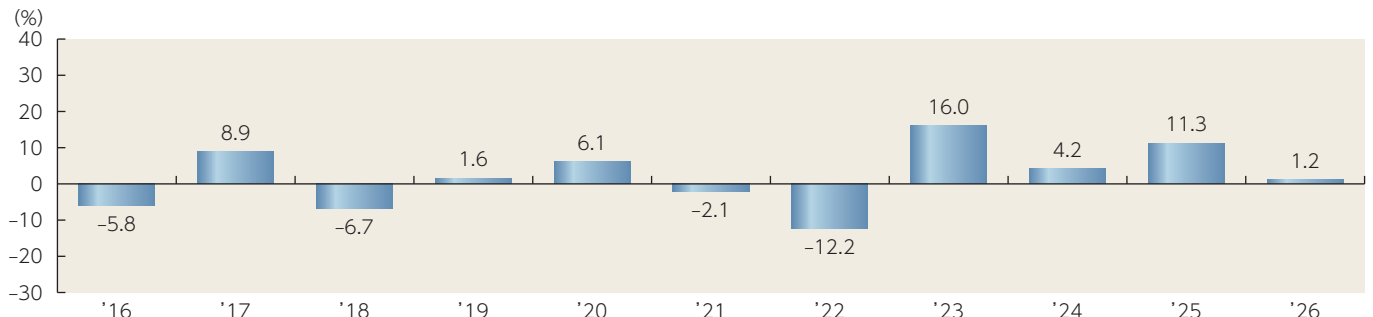
■ 主要な資産の状況

組入上位通貨	比率
1 ユーロ	82.0%
2 ポーランドズロチ	6.7%
3 ノルウェークローネ	5.5%
4 スウェーデンクローネ	3.7%
5 デンマーククローネ	1.5%
6 円	0.6%

組入上位銘柄	種別	国・地域	比率
1 2.9 BUND 360215	国債	ドイツ	6.8%
2 2.6 BUND 410515	国債	ドイツ	5.3%
3 2.75 O.A.T 300225	国債	フランス	4.7%
4 3.5 O.A.T 351125	国債	フランス	4.7%
5 2.3 BUND 330215	国債	ドイツ	4.4%
6 2.75 O.A.T 290225	国債	フランス	4.0%
7 4.5 POLAND 310125	国債	ポーランド	3.8%
8 2.7 O.A.T 310225	国債	フランス	3.8%
9 3.2 SPAIN GOVT 351031	国債	スペイン	3.8%
10 3.25 SPAIN GOVT 340430	国債	スペイン	3.3%

- 各比率はファンドの純資産総額に対する投資比率(小数点第二位四捨五入)
- 「国・地域」は原則、発行通貨ベースで分類しています。(ただし、発行通貨がユーロの場合は発行地)

■ 年間収益率の推移



- 収益率は基準価額(分配金再投資)で計算
- 2026年は年初から5月29日までの収益率を表示

上記は、過去の実績であり、将来の投資成果を保証するものではありません。
運用状況等は、委託会社のホームページ等で開示している場合があります。



######

■ ファンドの費用・税金



ファンドの費用

投資者が直接的に負担する費用

購入時手数料	支払先	購入時手数料	対価として提供する役務の内容
	販売会社	購入価額に対して、 上限2.20% (税抜 2.00%) (販売会社が定めます)	当ファンドおよび投資環境の説明・情報提供、 購入に関する事務手続等
(購入される販売会社により異なります。くわしくは、販売会社にご確認ください。)			
信託財産留保額	換金申込受付日の翌営業日の基準価額に 0.07% をかけた額		

投資者が信託財産で間接的に負担する費用

運用管理費用
(信託報酬)

日々の純資産総額に対して、**年率1.2650% (税抜 年率1.1500%)**をかけた額

1万口当たりの信託報酬:保有期間中の平均基準価額×信託報酬率×(保有日数／365)

※上記の計算方法は簡便法であるため、算出された値は概算値になります。

各支払先への配分 (税抜) は、次の通りです。

支払先	配分 (税抜)	対価として提供する役務の内容
委託会社	0.75%～0.40%*	当ファンドの運用・調査、受託会社への運用指図、基準価額の算出、目論見書等の作成等
販売会社	0.35%～0.70%*	交付運用報告書等各種書類の送付、顧客口座の管理、購入後の情報提供等
受託会社	0.05%*	当ファンドの財産の保管および管理、委託会社からの運用指図の実行等

*各支払先への配分 (税抜) は、純資産総額に応じて次の通りとなります。

純資産総額	100億円以下	100億円超 300億円以下	300億円超 500億円以下	500億円超 1,000億円以下	1,000億円超 1,500億円以下	1,500億円超 2,000億円以下	2,000億円超 3,000億円以下	3,000億円超
委託会社	0.75%	0.70%	0.65%	0.60%	0.55%	0.50%	0.45%	0.40%
販売会社	0.35%	0.40%	0.45%	0.50%	0.55%	0.60%	0.65%	0.70%
受託会社	0.05%							

※上記各支払先への配分には、別途消費税等相当額がかかります。

※各段階の部分に対して上記の通り配分されます。

その他の費用・
手数料

以下の費用・手数料についても当ファンドが負担します。

・監査法人に支払われる当ファンドの監査費用

・有価証券等の売買時に取引した証券会社等に支払われる手数料

・有価証券等を海外で保管する場合、海外の保管機関に支払われる費用

・その他信託事務の処理にかかる諸費用 等

※上記の費用・手数料については、売買条件等により異なるため、あらかじめ金額または上限額等を記載することはありません。

※運用管理費用(信託報酬)および監査費用は、日々計上され、当ファンドの基準価額に反映されます。毎決算時または償還時に当ファンドから支払われます。

※上記の費用(手数料等)については、保有金額または保有期間等により異なるため、あらかじめ合計額等を記載することはできません。なお、当ファンドが負担する費用(手数料等)の支払い実績は、交付運用報告書に開示されていますのでご参照ください。



#

MEMO

(当ページは目論見書の内容ではありません。)

目論見書補完書面(投資信託)
(このページ以降の記載は目論見書としての情報ではございません)

(この書面は、金融商品取引法第 37 条の 3 の規定によりお渡しするものです。)

SMBC日興証券株式会社の証券総合口座でお取引されるお客さま用

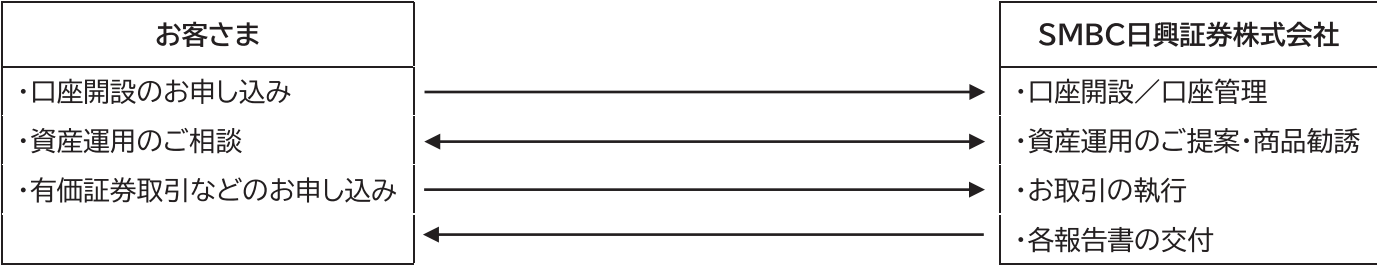
※本書面で「証券総合口座」は個人のお客さまが開設される証券口座および法人のお客さまの「証券取引口座」を意味します(以下同じ)。

この書面および目論見書の内容をよくお読みください。

この書面および目論見書は、ご投資にあたってのリスクやご留意点が記載されております。
お客さまがお取引される際には、あらかじめよくお読みいただき、ご不明な点がございましたら、
お取引開始前にお取扱店にご確認ください。

SMBC日興証券株式会社(以下、当社)がお客さまとの有価証券(株式および外国証券を含む有価証券、振替有価証券、その他当社において取り扱う証券、証書、権利または商品)の取引に伴う管理、サービス等を行います。

【取引のイメージ図】



当ファンドに係る 金融商品取引契約の概要	当社は、当ファンドの販売会社として、募集の取り扱いおよび販売等に関する事務を行います。	
当社が行う金融商品取引業 の内容及び方法の概要	当社が行う金融商品取引業は、主に金融商品取引法第 28 条第 1 項の規定に基づく第一種金融商品取引業であり、当社においてファンドのお取引や保護預りを行われる場合は、以下によります。 ・お取引にあたっては、保護預り口座、振替決済口座の開設が必要となり、当社とお客さまとの間の有価証券の取引、サービス等に関する権利義務関係を規定した証券取引約款に基づいて行われます。 ・外国投資信託証券の場合は、外国証券取引口座の開設が必要になります。 ・分配金再投資コースの場合は、累積投資口の開設が必要になります。 ・お取引のご注文に係る代金については、当社所定の日までにお預けいただきます。 ・ご注文いただいたお取引が成立した場合(法令に定める場合を除きます。)には、取引報告書を原則として郵送又は電子交付による方法により、お客さまにお渡しいたします。	
会社の概要	商号等 登録番号 本店所在地 加入協会 指定紛争解決機関 資本金 主な事業 設立年月 連絡先	SMBC日興証券株式会社 金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第 2251 号 〒100-8325 東京都千代田区丸の内 3-3-1 日本証券業協会、一般社団法人資産運用業協会、一般社団法人金融先物取引業協会、 一般社団法人第二種金融商品取引業協会、一般社団法人日本STO協会 特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター 1,350 億円(2026 年 3 月末現在) 金融商品取引業 2009 年 6 月 <お問い合わせ全般はこちら> 0570-007-250(平日 8:00~18:00 ※祝日・年末年始を除く) <口座開設のお問い合わせはこちら> 0120-860-250(平日 9:00~18:00/土曜 9:00~17:00 ※祝日・年末年始を除く)

※ より詳細な当社の概要は、店頭またはインターネット(www.smbcnikko.co.jp)に備えるディスクロージャー(開示資料)をご覧ください。

目論見書補完書面(投資信託)

<コード 8552>

(この書面は、金融商品取引法第 37 条の 3 の規定によりお渡しするものです。)

SMBC日興証券株式会社の証券総合口座でお取引されるお客さま用

※本書面で「証券総合口座」は個人のお客さまが開設される証券口座および法人のお客さまの「証券取引口座」を意味します(以下同じ)。

この書面および目論見書の内容をよくお読みください。

この書面および目論見書は、ご投資にあたってのリスクやご留意点が記載されております。
お客さまがお取引される際には、あらかじめよくお読みいただき、ご不明な点がございましたら、
お取引開始前にお取扱店にご確認ください。

ファンド名	ユーロランド・ソブリン・インカム						
お申込手数料	お申込価額に、お申込口数、手数料率を乗じて得た額です。 手数料率はお申込代金/金額に応じて下記のように変わります。 分配金受取りコース：お申込代金に応じます。(お申込代金はお申込価額にお申込口数を乗じて得た額です。) 分配金再投資コース：お申込金額に応じます。(お申込金額はお申込代金にお申込手数料(税込)を加えて得た額です。) <table><tr><th>お申込代金/金額</th><th>手数料率</th></tr><tr><td>1 億円未満</td><td>1.1%(税抜 1.0%)</td></tr><tr><td>1 億円以上</td><td>0.55%(税抜 0.5%)</td></tr></table> ※別に定める場合はこの限りではありません。 ※ダイレクトコースのお客さまは別の手数料率となる場合があります。	お申込代金/金額	手数料率	1 億円未満	1.1%(税抜 1.0%)	1 億円以上	0.55%(税抜 0.5%)
お申込代金/金額	手数料率						
1 億円未満	1.1%(税抜 1.0%)						
1 億円以上	0.55%(税抜 0.5%)						
換金手数料及び 信託財産留保額	当ファンドの交付目論見書をご確認ください。						

当ファンドのお取引に関し、以下の事項があることにより、当社とお客さまとの利益が相反するおそれがあります。

- ・当社は、当ファンドを販売することにより、目論見書に記載の販売会社が配分を受ける信託報酬を受領いたします。

目論見書補完書面(投資信託)

<コード 8552>

ご負担いただく手数料について(例)	<分配金受取りコースのお申込手数料> お申込手数料は、お申込価額に、お申込口数、手数料率を乗じて計算します。例えば、100 万口の口数指定でお申し込みいただく場合、1 万口当たり基準価額が 10,000 円、お申込手数料率が 3.3%(税込)とすると、 お申込手数料=100 万口×10,000 円÷10,000×3.3%=33,000 円(税込) となり、合計 1,033,000 円をお支払いいただくこととなります。 <分配金再投資コースのお申込手数料> お申込手数料は、お申込価額に、お申込口数、手数料率を乗じて計算します。例えば、お支払いいただく金額が 100 万円の場合、100 万円の中からお申込手数料(税込)をいただきますので、100 万円全額が当該投資信託のご購入金額となるものではありません。
取扱コース	分配金受取りコース／分配金再投資コース ※分配金受取りコースの場合、収益分配金は税金を差し引いた後、販売会社の定める所定の日からのお支払いとなります。 ※分配金再投資コースの場合、原則、収益分配金は税金を差し引いた後、無手数料で自動的に再投資されます。再投資を停止し、分配金受取りをご希望される場合はお取扱店にお申し出ください。分配金受取りは、販売会社の定める所定の日からのお支払いとなります。
お申込単位	分配金受取りコース:1 万口単位 分配金再投資コース:1 万円以上 1 円単位 ※上記は、お支払いいただく金額の単位となっておりますが、NISA口座においては、ご購入金額を指定してお申し込みいただける場合があります。 ※別に定める場合はこの限りではありません。
ご換金単位	分配金受取りコース:1 万口単位 分配金再投資コース:1 万円以上 1 円単位または 1 口単位 ※金額指定の売却においては、直近評価額の 90%の範囲内の金額とさせていただきます。 ※別に定める場合はこの限りではありません。
売買受渡日	お申し込み・ご換金ともに交付目論見書に記載のファンドの換金代金のお支払日に準じます。

目論見書補完書面(投資信託)

(この書面は、金融商品取引法第 37 条の 3 の規定によりお渡しするものです。)

SMBC日興証券株式会社の金融商品仲介口座でお取引されるお客さま用

※本書面において「金融商品仲介口座」とは、株式会社三井住友銀行(以下、当行)を通じてSMBC日興証券株式会社に開設される証券総合口座を指します。

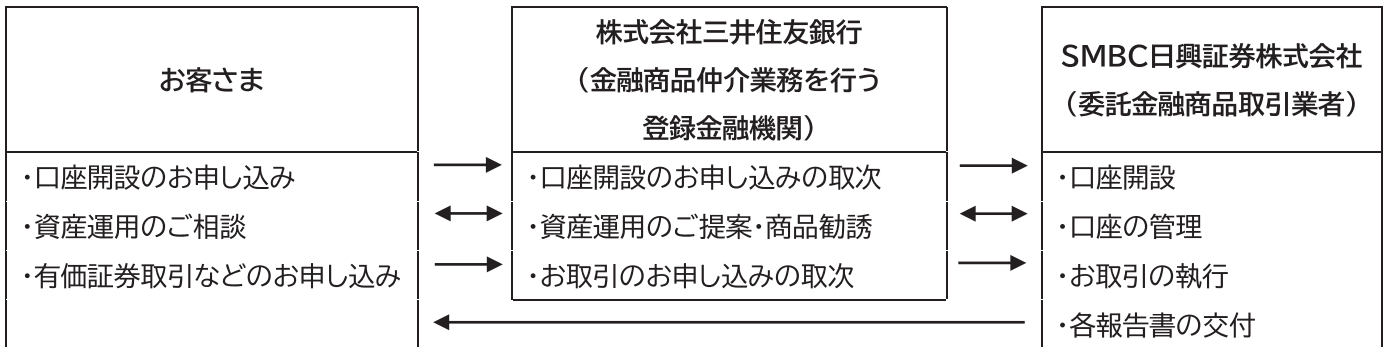
※『SMBC日興証券株式会社の金融商品仲介口座でお取引されるお客さま用』の内容は、当行でSMBC日興証券株式会社が取り扱う投資信託の販売・解約等の取引が開始されて以降(2026 年秋以降を予定)の内容を記載しております(開始時期は予定であり、状況により変更となる場合があります)。

この書面および目論見書の内容をよくお読みください。

この書面および目論見書は、ご投資にあたってのリスクやご留意点が記載されております。お客さまがお取引される際には、あらかじめよくお読みいただき、ご不明な点がございましたら、お取引開始前にお取扱店にご確認ください。

当行は、SMBC日興証券株式会社の委託を受けて、お客さまの証券総合口座の開設、有価証券のお取引について勧誘や仲介を行います。証券総合口座の開設ならびに当該口座を通して行われる有価証券のお取引は、お客さまとSMBC日興証券株式会社とのお取引となります。

【取引のイメージ図】



＜金融商品仲介業務を行う登録金融機関＞株式会社三井住友銀行	
当ファンドに係る 金融商品取引契約の概要	当行は、SMBC日興証券株式会社の委託を受けて、当ファンドの募集の取り扱いおよび販売等に関する事務を行います。
当行が行う登録金融機関業 務の内容及び方法の概要	・国債証券等のディーリング業務、投資信託受益証券等の窓口販売業務 ・短期有価証券及び短期社債等、資産金融型有価証券の売買等 ・私募の取扱業務、金融商品仲介業務 ・店頭デリバティブ取引

目論見書補完書面(投資信託)

会社の概要	商号等 登録番号 本店所在地 加入協会 苦情処理および 指定紛争解決機関 主な事業 設立年月日 対象事業者となっている 認定投資者保護団体の有無 連絡先	株式会社三井住友銀行 登録金融機関 関東財務局長(登金)第 54 号 〒100-0005 東京都千代田区丸の内一丁目 1 番 2 号 日本証券業協会、一般社団法人金融先物取引業協会、 一般社団法人第二種金融商品取引業協会 一般社団法人全国銀行協会 全国銀行協会相談室 電話番号 0570-017109 または 03-5252-3772 特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター 電話番号 0120-64-5005 銀行業務・登録金融機関業務 1996 年 6 月 6 日 無 三井住友銀行コールセンターまたはお取引のある支店までご連絡ください 三井住友銀行コールセンター 0120-431-952
-------	--	--

※ より詳細な当行の概要は、店頭またはインターネット(www.smbc.co.jp)に備えるディスクロージャー(開示資料)をご覧ください。

< 委託金融商品取引業者 > SMBC日興証券株式会社(以下、当社)		
当ファンドに係る 金融商品取引契約の概要	当社は、当ファンドの販売会社として、募集の取り扱いおよび販売等に関する事務を行います。	
当社が行う金融商品取引業 の内容及び方法の概要	当社が行う金融商品取引業は、主に金融商品取引法第 28 条第 1 項の規定に基づく第一種金融商品取引業であり、当社においてファンドのお取引や保護預りを行われる場合は、以下によります。 ・お取引にあたっては、保護預り口座、振替決済口座の開設が必要となり、当社とお客さまとの間の有価証券の取引、サービス等に関する権利義務関係を規定した証券取引約款に基づいて行われます。 ・外国投資信託証券の場合は、外国証券取引口座の開設が必要になります。 ・分配金再投資コースの場合は、累積投資口の開設が必要になります。 ・お取引のご注文に係る代金については、当社所定の日までにお預けいただきます。 ・ご注文いただいたお取引が成立した場合(法令に定める場合を除きます。)には、取引報告書を原則として郵送又は電子交付による方法により、お客さまにお渡しいたします。	
会社の概要	商号等 登録番号 本店所在地 加入協会 指定紛争解決機関 資本金 主な事業 設立年月 連絡先	SMBC日興証券株式会社 金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第 2251 号 〒100-8325 東京都千代田区丸の内 3-3-1 日本証券業協会、一般社団法人資産運用業協会、一般社団法人金融先物取引業協会、 一般社団法人第二種金融商品取引業協会、一般社団法人日本STO協会 特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター 1,350 億円(2026 年 3 月末現在) 金融商品取引業 2009 年 6 月 <お問い合わせ全般はこちら> 0570-007-250(平日 8:00~18:00 ※祝日・年末年始を除く)

※ より詳細な当社の概要は、店頭またはインターネット(www.smbcnikko.co.jp)に備えるディスクロージャー(開示資料)をご覧ください。

目論見書補完書面(投資信託)

<コード 8552>

SMBC日興証券株式会社の金融商品仲介口座でお取引されるお客さま用

ファンド名	ユーロランド・ソブリン・インカム						
お申込手数料	お申込価額に、お申込口数、手数料率を乗じて得た額です。 手数料率はお申込代金/金額に応じて下記のように変わります。 分配金受取りコース：お申込代金に応じます。(お申込代金はお申込価額にお申込口数を乗じて得た額です。) 分配金再投資コース：お申込金額に応じます。(お申込金額はお申込代金にお申込手数料(税込)を加えて得た額です。) <table border="1"> <thead> <tr> <th>お申込代金/金額</th><th>手数料率</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 億円未満</td><td>1.1%(税抜 1.0%)</td></tr> <tr> <td>1 億円以上</td><td>0.55%(税抜 0.5%)</td></tr> </tbody> </table> ※別に定める場合はこの限りではありません。	お申込代金/金額	手数料率	1 億円未満	1.1%(税抜 1.0%)	1 億円以上	0.55%(税抜 0.5%)
お申込代金/金額	手数料率						
1 億円未満	1.1%(税抜 1.0%)						
1 億円以上	0.55%(税抜 0.5%)						
換金手数料及び 信託財産留保額	当ファンドの交付目論見書をご確認ください。						

当ファンドのお取引に関し、以下の事項があることにより、当行とお客さまとの利益が相反するおそれがあります。

- ・当行が金融商品仲介業務を通じて当ファンドを販売した場合、販売会社であるSMBC日興証券株式会社は、上記お申込手数料および目論見書に記載の販売会社が配分を受ける信託報酬を受領し、当行は同社から当該手数料および当該報酬それぞれの 2 分の 1 の支払いを受けます。
- ・当行は、SMBC日興証券株式会社と資本関係があります。当行が金融商品仲介業務を通じて当ファンドを販売した場合、当行と資本関係がある同社の収益となることによりグループ全体の利益となります。
- ・2026 年 3 月末時点において、当行の役職員は、SMBC日興証券株式会社の役職員を兼職するなど、当行は同社と人的関係があります。当行が金融商品仲介業務を通じて当ファンドを販売した場合、当行と人的関係のある同社の収益となります。

目論見書補完書面(投資信託)

<コード 8552>

ご負担いただく手数料について(例)	<分配金受取りコースのお申込手数料> お申込手数料は、お申込価額に、お申込口数、手数料率を乗じて計算します。例えば、100 万口の口数指定でお申し込みいただく場合、1 万口当たり基準価額が 10,000 円、お申込手数料率が 3.3%(税込)とすると、 お申込手数料=100 万口×10,000 円÷10,000×3.3%=33,000 円(税込) となり、合計 1,033,000 円をお支払いいただくこととなります。 <分配金再投資コースのお申込手数料> お申込手数料は、お申込価額に、お申込口数、手数料率を乗じて計算します。例えば、お支払いいただく金額が 100 万円の場合、100 万円の中からお申込手数料(税込)をいただきますので、100 万円全額が当該投資信託のご購入金額となるものではありません。
取扱コース	分配金受取りコース／分配金再投資コース ※分配金受取りコースの場合、収益分配金は税金を差し引いた後、販売会社の定める所定の日からのお支払いとなります。 ※分配金再投資コースの場合、原則、収益分配金は税金を差し引いた後、無手数料で自動的に再投資されます。再投資を停止し、分配金受取りをご希望される場合はお取扱店にお申し出ください。分配金受取りは、販売会社の定める所定の日からのお支払いとなります。
お申込単位	分配金受取りコース:1 万口単位 分配金再投資コース:1 万円以上 1 円単位 ※上記は、お支払いいただく金額の単位となっておりますが、NISA口座においては、ご購入金額を指定してお申し込みいただける場合があります。 ※別に定める場合はこの限りではありません。
ご換金単位	分配金受取りコース:1 万口単位 分配金再投資コース:1 万円以上 1 円単位または 1 口単位 ※金額指定の売却においては、直近評価額の 90%の範囲内の金額とさせていただきます。 ※別に定める場合はこの限りではありません。
売買受渡日	お申し込み・ご換金ともに交付目論見書に記載の当ファンドの換金代金のお支払日に準じます。

目論見書補完書面(投資信託)

(この書面は、金融商品取引法第 37 条の 3 の規定によりお渡しするものです。)

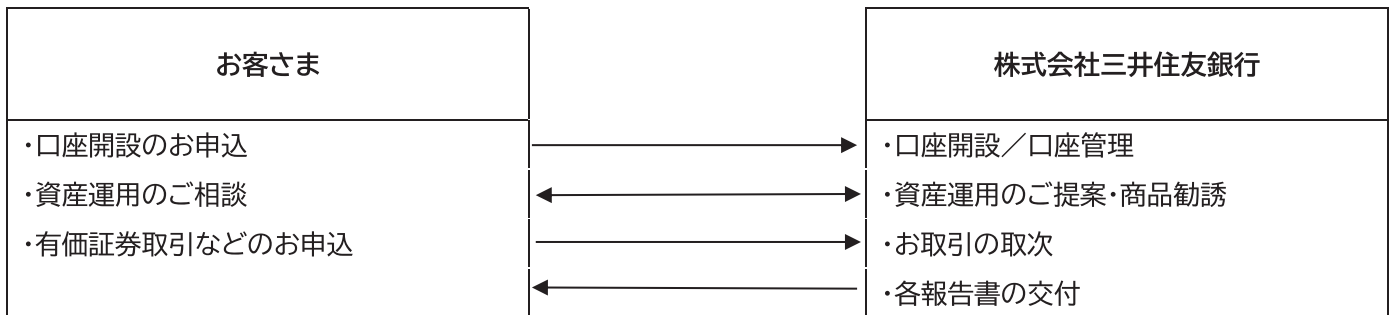
株式会社三井住友銀行の投資信託口座でお取引されるお客さま用

この書面および目論見書の内容をよくお読みください。

この書面および目論見書は、ご投資にあたってのリスクやご留意点が記載されております。お客さまがお取引される際には、あらかじめよくお読みいただき、ご不明な点がございましたら、お取引開始前にお取扱店にご確認ください。

株式会社三井住友銀行(以下、当行)はお客さまとの投資信託にかかる設定および解約の注文の取次、買取、受益証券の保護預り、累積投資ならびにこれらに付随するお取引を行います。

【取引のイメージ図】



当ファンドに係る 金融商品取引契約の概要	当行は、当ファンドの販売会社として、募集の取扱および販売等に関する事務を行います。	
当行が行う登録金融機関業 務の内容及び方法の概要	・国債証券等のディーリング業務、投資信託受益証券等の窓口販売業務 ・短期有価証券及び短期社債等、資産金融型有価証券の売買等 ・私募の取扱業務、金融商品仲介業務 ・店頭デリバティブ取引	
会社の概要	商号等 登録番号 本店所在地 加入協会 苦情処理および 指定紛争解決機関 主な事業 設立年月日 対象事業者となっている 認定投資者保護団体の有無 連絡先	株式会社三井住友銀行 登録金融機関 関東財務局長(登金)第 54 号 〒100-0005 東京都千代田区丸の内一丁目 1 番 2 号 日本証券業協会、一般社団法人金融先物取引業協会、 一般社団法人第二種金融商品取引業協会 一般社団法人全国銀行協会 全国銀行協会相談室 電話番号 0570-017109 または 03-5252-3772 特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター 電話番号 0120-64-5005 銀行業務・登録金融機関業務 1996 年 6 月 6 日 無 三井住友銀行コールセンターまたはお取引のある支店までご連絡ください 三井住友銀行コールセンター 0120-431-952

※ より詳細な当行の概要は、店頭またはインターネット(www.smbc.co.jp)に備えるディスクロージャー(開示資料)をご覧ください。

目論見書補完書面(投資信託)

株式会社三井住友銀行の投資信託口座でお取引されるお客さま用

ファンド名	ユーロランド・ソブリン・インカム						
お申込手数料	お申込手数料(消費税込)は、購入代金≪購入金額(購入価額[1口当たり]×購入口数)にお申込手数料(消費税込)を加算した額≫に応じて、以下の手数料率を購入金額に乗じて得た額となります。 <table><tr><th>購入代金</th><th>手数料率</th></tr><tr><td>1億円未満</td><td>1.10% (税抜 1.00%)</td></tr><tr><td>1億円以上</td><td>0.55% (税抜 0.50%)</td></tr></table> ※「分配金自動再投資型」において、収益分配金の再投資により取得する口数については、お申込手数料はかかりません。 ※別に定める場合はこの限りではありません。	購入代金	手数料率	1億円未満	1.10% (税抜 1.00%)	1億円以上	0.55% (税抜 0.50%)
購入代金	手数料率						
1億円未満	1.10% (税抜 1.00%)						
1億円以上	0.55% (税抜 0.50%)						
信託財産留保額	当ファンドの交付目論見書をご確認ください。						

当ファンドのお取引に関し、以下の事項があることにより、当行とお客さまとの利益が相反するおそれがあります。

- ・当行は、当ファンドを販売することにより、目論見書に記載の販売会社が配分を受ける信託報酬を受領いたします。

目論見書補完書面(投資信託)

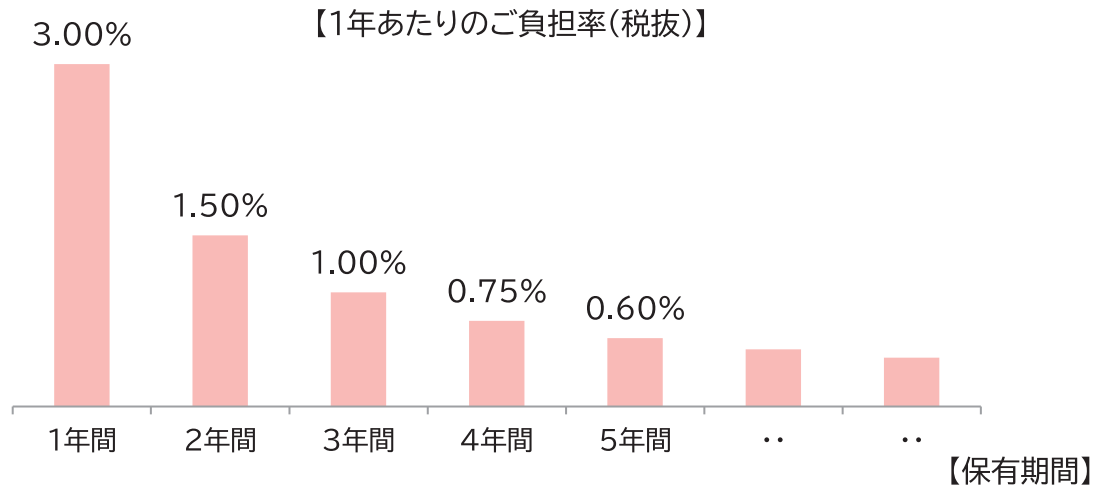
ご負担いただく手数料について(例)	お申込手数料は購入価額(1口当たり)に購入口数、手数料率を乗じて計算します。例えば、お支払いいただく金額が100 万円の場合、100 万円の中からお申込手数料(税込)をいただきますので、100 万円全額が当該投資信託のご購入金額となるものではありません。
お申込単位	当初購入の場合:1 万円以上 1 円単位 追加購入の場合:1 万円以上 1 円単位 投信自動積立:1万円以上1千円単位 ※当ファンドの保有残高がある場合または「投信自動積立」をすでに申込の場合を「追加購入」といいます。
ご換金単位	1 円以上 1 円単位
売買受渡日	購入時の受渡日は約定日(お取引の価額が確定した日)の翌営業日となります。ただし、購入代金の引き落としは、当行所定の日に預金決済口座より自動的に引き落とします。 換金時の受渡日は交付目論見書に記載の当ファンドの換金代金のお支払日に準じます。

お申込手数料に関するご説明

*当書面はSMBC日興証券株式会社が作成しております。

■ファンドのお申込手数料は購入時にご負担いただくものですが、保有期間が長期に及ぶほど、1年あたりのご負担率はしだいに減っていきます。

例えば、お申込手数料が3%(税抜)の場合



※ファンドによっては、ご購入時にお申込手数料をお支払いいただくらずに、解約・換金(買戻し)時に手数料(保有期間に応じた条件付後払申込手数料を含みます。)をお支払いいただく場合、もしくは、保有期間中にお申込手数料をお支払いいただく場合があります。その場合も、保有期間が長期に及ぶほど、1年あたりのご負担率はしだいに減っていきます。

※上記の図の手数料率や保有期間は例示です。また、ファンドをご購入いただいた場合、上記のお申込手数料等のほか、信託報酬やその他の費用等をご負担いただきます。また、信託財産留保額等をご負担いただく場合があります。実際の手数料率等の詳細は投資信託説明書(交付目論見書)または目論見書補完書面でご確認ください。

※当書面の情報は、投資信託説明書(交付目論見書)または目論見書補完書面の記載情報ではございません。

【信託期間に関するご留意事項】

- ・ファンドには原則として信託期間が定められており、信託期間が終了するとファンドは償還されます。ただしファンドによっては当初設定された信託期間を繰り上げて償還(または延長)する場合があります。上記お申込手数料の1年あたりのご負担率がしだいに減っていく効果は、お客様の保有期間のほか、ファンドが繰上償還された場合など信託期間によっても影響を受けることがありますのでご注意ください。
- ・ファンドの信託期間は投資信託説明書(交付目論見書)にてご確認ください。